肝付町告示第２８号

肝付町空き家バンク制度要綱を次のように定める。

平成２７年３月１日

肝付町長　永野　和行

肝付町空き家バンク制度要綱

（趣旨）

第 1 条　この告示は、町内の空き家に関する情報を提供し、肝付町民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために実施する肝付町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家　個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物又は建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲等を目的とする建物を除く。

(2) 所有者等　空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 空き家バンク制度　空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

第３条　この告示は、空き家バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンク制度へ登録しようとする所有者等は、肝付町空き家バンク登録申込書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容等を確認のうえ空き家バンク制度に登録することとする。

３　町長は、前項の規定による登録をしたときは、申込みをした者（以下「空き家登録者」という。）に、肝付町空き家バンク制度登録通知書（様式第2号）を通知するものとする。

４　町長は、第２項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンク制度への登録が適当と認められるものがあるときは、当該空き家の所有者等に対し、登録を勧めることができる。

（登録した空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　前条第３項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家の登録の抹消）

第６条　町長は、登録された空き家に関して次のいずれかに該当するときは、当該空き家の登録を抹消するものとする。

（１）空き家登録者から登録抹消の届出があったとき。

（２）空き家登録者が申し込んだ内容に重大な誤り又は虚偽があったとき。

（３）その他町長が適当でないと認めたとき。

２　前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を当該空き家登録者に肝付町空き家バンク制度登録抹消通知書（様式第３号）を通知するものとする。ただし、前項第１号の規定により抹消する場合は、この限りでない。

（情報提供）

第７条　町長は、空き家バンクに登録された有用な情報を提供するものとする。

２　町長は、空き家登録者及び利用希望者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 　則

この告示は、平成２７年３月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

 年　 月　 日

肝付町長　様

肝付町空き家バンク登録申込書

住　　所

氏　　名 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

このことについて、肝付町空き家バンク制度要綱に定める趣旨を理解し、要綱第４条第１項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。

１　契約交渉に関わる全てについては、所有者等と利用希望者の両者の間で、責任をもって行います。

２　登録内容は、空き家バンク登録カード（別紙）記載のとおりです。

３　登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

注(1) 肝付町は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借･売買に関する交渉、契約等に関しての仲介は行いません。

 　　また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

(2) 肝付町個人情報保護条例（平成17年肝付町条例第168号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほか本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　様

肝付町長　　　　　㊞

肝付町空き家バンク制度登録通知書

　年　月　日付けで肝付町空き家バンク登録申し込みのあった下記の物件について、空き家バンク制度へ登録を行ったので、肝付町空き家バンク制度要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

１．物件所在地　肝付町

２．対象物件

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

　　　　　　　様

肝付町長　　　　　㊞

肝付町空き家バンク制度登録抹消通知書

　年　月　日付けで肝付町空き家バンク登録申し込みのあった下記の物件について、空き家バンク制度への登録抹消を行ったので、肝付町空き家バンク制度要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１．物件所在地　肝付町

２．対象物件

　３．登録抹消した理由